

1. 本文

頁	変更前	頁	変更後
1~6	<p>第1章 総則 (目的) 第1 この水防計画は、～、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項を規定し、もって県内の河川及び海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減することを目的とする。</p> <p>(用語の定義) 第2 主な用語の定義は、次のとおりとする。 (11)水防警報(水防管理者) 水防管理者が、水防警報が発せられたとき～発令をいう。 (12)水位周知河川 ～当該河川の水位があらかじめ定められた特別警戒水位に達した～行う。 (法第13条) (13)水位到達情報 ～、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた特別警戒水位への到達～</p> <p>(14)水防団待機水位(通報水位) (15)氾濫注意水位(警戒水位) (16)避難判断水位 (17)氾濫危険水位 (18)特別警戒水位</p> <p style="text-align: right;">} 次表による</p>	1~6	<p>第1章 総則 (目的) 第1 この計画は、～、<u>県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために</u>、必要な事項を規定し、もって県内の河川及び海岸の洪水、内水(法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ)、津波又は高潮による際し、<u>水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。</u></p> <p>(用語の定義) 第2 主な用語の定義は、次のとおりとする。 (11)水防警報(水防管理者) <u>水防管理者が、水防警報が発せられたとき～発令をいう。</u> (11)水位周知河川 ～当該河川の水位があらかじめ定められた<u>氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)</u>に達した～行う。(法第13条の3) (12)水位到達情報 ～、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた<u>氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)</u>への到達～<u>のほか、避難判断水位への到達情報のことをいう。</u> (13)水防団待機水位(通報水位) (14)氾濫注意水位(警戒水位) <u>水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。</u> <u>水防団の出動の目安となる水位である。</u> <u>量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。</u> (15)避難判断水位 <u>市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。</u> (16)氾濫危険水位 <u>洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。</u></p>

1. 本文

頁	変更前	頁	変更後
1~6	<p>(19)重要水防区域(箇所) (20)浸水想定区域 ~、河川整備の計画降雨により当該河川が氾濫した場合に~</p> <p>(水防責任) 第3 水防の責任は、次のとおりとする。 1 水防管理団体の責任 (1)水防団の設置(法第3条) 2 県の責任 (2)水防計画の作成及び要旨の公表(法第7条第1項及び第5項) (8)水位情報の通知及び周知(法第13条) (9)洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知(法第13条の2) (10)浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条) 3 国土交通省の責任 (4)洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知(法13条の2) (5)水位情報の通知及び周知(法第13条第1項) (6)浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)</p> <p>(追加)</p> <p>(安全の配慮) 第5 洪水、津波又は高潮のいずれにおいても~ ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象状況を入手可能な状態で実施する。 (追加)</p>	1~6	<p>(17)洪水特別警戒水位 <u>法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。</u></p> <p>(18)重要水防区域(箇所) (19)洪水浸水想定区域 ~、河川整備の計画降雨想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に~</p> <p>(水防責任) 第3 水防の責任は、次のとおりとする。 1 水防管理団体の責任 (1)水防団の設置(法第5条) 2 県の責任 (2)水防計画の作成及び要旨の公表(法第7条第1項及び第7項) (8)水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第2項及び第3項) (9)洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法第13条の2-4) (10)洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条) 3 国土交通省の責任 (4)洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(法第13条の2) (5)水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(法第13条第1項) (6)洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(法第14条)</p> <p>5 居住者等の義務 (1)水防への従事(法第24条) (2)水防通信への協力(法第27条)</p> <p>6 水防協力団体の義務 (1)決壊の通報(法第25条) (2)決壊後の処置(法第26条) (3)水防訓練の実施(法第32条の2) (4)業務の実施等(法第36条、第37条、第38条、第39条)</p> <p>(安全の配慮) 第5 洪水、津波又は高潮のいずれにおいても~ ・水防活動時には、ラジオのを携行する等、最新の気象状況を入手可能な状態で実施する。 <u>・水防活動は原則として、複数人で行う(水門等操作を含む)。</u></p>

1. 本文

頁	変更前	頁	変更後																								
1~6	(追加)	1~6	・津波浸水想定区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。																								
9	第4章 監視警戒及び重要水防区域 (非常警戒) 第2 水防管理者、水防団長又は消防機関長は、～ (備考)第9章、第11章及び第12章を参照のこと。	9	第4章 監視警戒及び重要水防区域 (非常警戒) 第2 水防管理者、水防団長又は消防機関長は、～ (備考)第9章、第11章及び第12章を参照のこと。																								
11	第5章 ダム、水門等及びその操作 (取水堰及び水門等の操作) 第3 水防上重大な関係を有する～要領規程等(資料12～15)により～	11	第5章 ダム、水門等及びその操作 (取水堰及び水門等の操作) 第3 水防上重大な関係を有する～要領規程等(資料12～15)により～ (表に羽村取水堰を追加)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>管理者</th> <th>要領、規程等の名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寒川取水堰</td> <td>企業庁相模川水系ダム管理事務所長</td> <td>寒川取水施設管理規程</td> <td>資料12</td> </tr> <tr> <td>二ヶ領用水水門</td> <td>川崎市市長</td> <td>二ヶ領用水水門操作協約</td> <td>資料13</td> </tr> <tr> <td>飯泉取水施設</td> <td>神奈川県内広域水道企業団飯泉取水管理事務所長</td> <td>飯泉取水施設管理規程</td> <td>資料14</td> </tr> <tr> <td>相模取水施設</td> <td>神奈川県内広域水道企業団相模取水管理事務所長</td> <td>相模取水施設管理規程</td> <td>資料15</td> </tr> <tr> <td>羽村取水堰</td> <td>東京都水道局長</td> <td>羽村取水堰操作規程</td> <td>資料16</td> </tr> </tbody> </table>		名称	管理者	要領、規程等の名称	備考	寒川取水堰	企業庁相模川水系ダム管理事務所長	寒川取水施設管理規程	資料12	二ヶ領用水水門	川崎市市長	二ヶ領用水水門操作協約	資料13	飯泉取水施設	神奈川県内広域水道企業団飯泉取水管理事務所長	飯泉取水施設管理規程	資料14	相模取水施設	神奈川県内広域水道企業団相模取水管理事務所長	相模取水施設管理規程	資料15	羽村取水堰	東京都水道局長	羽村取水堰操作規程	資料16
名称	管理者	要領、規程等の名称	備考																								
寒川取水堰	企業庁相模川水系ダム管理事務所長	寒川取水施設管理規程	資料12																								
二ヶ領用水水門	川崎市市長	二ヶ領用水水門操作協約	資料13																								
飯泉取水施設	神奈川県内広域水道企業団飯泉取水管理事務所長	飯泉取水施設管理規程	資料14																								
相模取水施設	神奈川県内広域水道企業団相模取水管理事務所長	相模取水施設管理規程	資料15																								
羽村取水堰	東京都水道局長	羽村取水堰操作規程	資料16																								
14 15～22	第7章 通信連絡 (報道機関の活用) 第4 異常気象情報及び伝達については、～。 なお、水防時における県の～は、資料18のとおりである。 (通信連絡施設等の整備強化) 水防時における通信連絡基本系統図(基本情報連絡関係)〔その1〕 (表中)平成27年4月1日 NTT東日本 水防時における通信連絡基本系統図(ダム放流関係)〔その2〕 (表中)平成27年4月1日 水防時における通信連絡基本系統図(道路情報関係)〔その3〕 (表中)平成27年4月1日 東日本高速道路株 昼03-(5828)-8642 道路情報モニター	14 15～22	第7章 通信連絡 (報道機関の活用) 第4 異常気象情報及び伝達については、～。 なお、水防時における県の～は、資料18と19のとおりである。 (通信連絡施設等の整備強化) 水防時における通信連絡基本系統図(基本情報連絡関係)〔その1〕 (表中)平成28年4月1日 (株)NTTソルコ 水防時における通信連絡基本系統図(ダム放流関係)〔その2〕 (表中)平成28年4月1日 水防時における通信連絡基本系統図(道路情報関係)〔その3〕 (表中)平成28年4月1日 東日本高速道路株 昼048-(631)-0185 (削除)																								

1. 本文

頁	変更前	頁	変更後																																																
15~22	<p>水防時における通信連絡基本系統図（多摩川洪水予報系統図）〔その4〕 <small>水防時における通信連絡基本系統図〔その4〕 <small>(多摩川洪水予報系統図)</small></small></p> <p>平成27年4月1日</p>	15~22	<p>水防時における通信連絡基本系統図（多摩川洪水予報）〔その4〕 <small>水防時における通信連絡基本系統図〔その4〕 <small>(多摩川洪水予報系統図)</small></small></p> <p>平成28年4月1日</p>																																																
15~22	<p>水防時における通信連絡基本系統図（相模川下流洪水予報系統図）〔その5〕 <small>水防時における通信連絡基本系統図〔その5〕 <small>(相模川下流洪水予報系統図)</small></small></p> <p>平成27年4月1日</p> <table border="1" data-bbox="385 1617 1335 1711"> <thead> <tr> <th colspan="2">○水防管理連絡先(水防警報伝達先)</th> <th colspan="2">○水防警報伝達先(水防警報伝達先)</th> </tr> <tr> <th>水防管理番号</th> <th>FAX番号</th> <th>水防管理番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平塚市</td> <td>0463-21-1525 (NTT)</td> <td>平塚市</td> <td>0463-21-1525 (NTT)</td> </tr> <tr> <td>災害対策課</td> <td>9-551-9200 (防災)</td> <td>災害対策課</td> <td>9-551-9200 (防災)</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎市</td> <td>0467-85-1112 (NTT)</td> <td>茅ヶ崎市</td> <td>0467-85-1112 (NTT)</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>9-555-9306 (防災)</td> <td>消防本部</td> <td>9-555-9306 (防災)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上側に基本通信方法を記し、下側括弧にして予備通信方法を記す。</p>	○水防管理連絡先(水防警報伝達先)		○水防警報伝達先(水防警報伝達先)		水防管理番号	FAX番号	水防管理番号	FAX番号	平塚市	0463-21-1525 (NTT)	平塚市	0463-21-1525 (NTT)	災害対策課	9-551-9200 (防災)	災害対策課	9-551-9200 (防災)	茅ヶ崎市	0467-85-1112 (NTT)	茅ヶ崎市	0467-85-1112 (NTT)	消防本部	9-555-9306 (防災)	消防本部	9-555-9306 (防災)	15~22	<p>水防時における通信連絡基本系統図（相模川下流洪水予報系統図）〔その5〕 <small>水防時における通信連絡基本系統図〔その5〕 <small>(相模川下流洪水予報系統図)</small></small></p> <p>平成28年4月1日</p> <table border="1" data-bbox="1676 1617 2626 1711"> <thead> <tr> <th colspan="2">○水防管理連絡先(水防警報伝達先)</th> <th colspan="2">○水防警報伝達先(水防警報伝達先)</th> </tr> <tr> <th>水防管理番号</th> <th>FAX番号</th> <th>水防管理番号</th> <th>FAX番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平塚市</td> <td>0463-21-1525 (NTT)</td> <td>平塚市</td> <td>0463-21-1525 (NTT)</td> </tr> <tr> <td>災害対策課</td> <td>9-551-9200 (防災)</td> <td>災害対策課</td> <td>9-551-9200 (防災)</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎市</td> <td>0467-85-1112 (NTT)</td> <td>茅ヶ崎市</td> <td>0467-85-1112 (NTT)</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>9-555-9306 (防災)</td> <td>消防本部</td> <td>9-555-9306 (防災)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上側に基本通信方法を記し、下側括弧にして予備通信方法を記す。</p>	○水防管理連絡先(水防警報伝達先)		○水防警報伝達先(水防警報伝達先)		水防管理番号	FAX番号	水防管理番号	FAX番号	平塚市	0463-21-1525 (NTT)	平塚市	0463-21-1525 (NTT)	災害対策課	9-551-9200 (防災)	災害対策課	9-551-9200 (防災)	茅ヶ崎市	0467-85-1112 (NTT)	茅ヶ崎市	0467-85-1112 (NTT)	消防本部	9-555-9306 (防災)	消防本部	9-555-9306 (防災)
○水防管理連絡先(水防警報伝達先)		○水防警報伝達先(水防警報伝達先)																																																	
水防管理番号	FAX番号	水防管理番号	FAX番号																																																
平塚市	0463-21-1525 (NTT)	平塚市	0463-21-1525 (NTT)																																																
災害対策課	9-551-9200 (防災)	災害対策課	9-551-9200 (防災)																																																
茅ヶ崎市	0467-85-1112 (NTT)	茅ヶ崎市	0467-85-1112 (NTT)																																																
消防本部	9-555-9306 (防災)	消防本部	9-555-9306 (防災)																																																
○水防管理連絡先(水防警報伝達先)		○水防警報伝達先(水防警報伝達先)																																																	
水防管理番号	FAX番号	水防管理番号	FAX番号																																																
平塚市	0463-21-1525 (NTT)	平塚市	0463-21-1525 (NTT)																																																
災害対策課	9-551-9200 (防災)	災害対策課	9-551-9200 (防災)																																																
茅ヶ崎市	0467-85-1112 (NTT)	茅ヶ崎市	0467-85-1112 (NTT)																																																
消防本部	9-555-9306 (防災)	消防本部	9-555-9306 (防災)																																																

1. 本文

頁	変更前	頁	変更後
15~22	<p>水防時における通信連絡基本系統図（相模川中流洪水予報系統図）〔その6〕 （表中）平成27年4月1日 厚木土木事務所津久井治水センター（防災）9-406-2540 座間警察署 NTT 042(256)0110 ㈱NTT東日本</p> <p>水防時における通信連絡基本系統図（鶴見川洪水予報系統図）〔その7〕 <small>水防時における通信連絡基本系統図〔その7〕 〔鶴見川洪水予報系統図〕</small> 平成27年4月1日</p> <p>水防時における通信連絡基本系統図（酒匂川洪水予報系統図）〔その8〕 （表中）平成27年4月1日 神奈川県河川課（防災）9-400-8900 ㈱NTT東日本 小田原市防災対策課 FAX番号 0465-33-1855</p>	15~22	<p>水防時における通信連絡基本系統図（相模川中流洪水予報系統図）〔その6〕 （表中）平成28年4月1日 厚木土木事務所津久井治水センター（防災）9-406-2518 座間警察署 NTT 046(256)0110 ㈱NTTソルコ</p> <p>水防時における通信連絡基本系統図（鶴見川洪水予報系統図）〔その7〕 <small>水防時における通信連絡基本系統図〔その7〕 〔鶴見川洪水予報系統図〕</small> 平成28年4月1日</p> <p>水防時における通信連絡基本系統図（酒匂川洪水予報系統図）〔その8〕 （表中）平成28年4月1日 神奈川県河川課（防災）9-400-8890 ㈱NTTソルコ 小田原市防災対策課 FAX番号 0465-33-1858</p>

1. 本文

頁	変更前	頁	変更後
24～25	<p>第8章 洪水予報等 （水防活動用の注意報・警報及び波浪警報の種類）</p> <p>第2 水防活動用の注意報・警報と対応する～。また、これらの詳細は資料19、様式は第1号のとおりである。</p> <p>（洪水予報の種類及び発表基準）</p> <p>第3 知事は、国土交通大臣が指定した河川について、～、これを一般に周知するものとする。 （表中）基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、～</p>	24～25	<p>第8章 洪水予報等 （水防活動用の注意報・警報及び波浪警報の種類）</p> <p>第2 水防活動用の注意報・警報と対応する～。また、これらの詳細は資料1920、様式は第1号のとおりである。</p> <p>（洪水予報の種類及び発表基準）</p> <p>第3 知事は、国土交通大臣が指定した河川について、～、これを一般に周知するものとする。 <u>また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退き勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。</u> （表中）基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、～</p>
26	<p>第9章 観測通報 （水位、潮位の通報・公表）</p> <p>第2</p> <p>3 （一財）河川情報センターの端末機を利用して、雨量・水位情報の把握に努める。 （（一財）河川情報センターに登録河川は、別表17から19までの 参照）</p> <p>4 神奈川県水防情報システムに取り込まれてる県内の雨量・水位のデータ、～公表する。</p>	28～29	<p>第911章 観測通報 （水位、潮位の通報・公表）</p> <p>第2</p> <p>3（一財）河川情報センターの端末機を利用して、雨量・水位情報の把握に努める。 （（一財）河川情報センターに登録河川は、別表17から19までの 参照）</p> <p>43 神奈川県水防情報システムに取り込まれてる県内の雨量・水位のデータ、～公表する。</p>
27～28	<p>第10章 水防警報 （水防警報の種類、内容及び発表基準）</p> <p>第4</p> <p>2 水防警報の発表様式は、第2号のとおりとする。</p>	27～28	<p>第10章 水防警報 （水防警報の種類、内容及び発表基準）</p> <p>第4</p> <p>2 水防警報の発表様式は、第23号のとおりとする。</p>
28	<p>第11章 水位情報の通知及び周知 （種類及び発表基準） （追加）</p>	27～28	<p>第119章 水位情報の通知及び周知水位周知河川における水位到達情報 （種類及び発表基準）</p> <p>第1 知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受け取ったとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達した時は、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。 <u>また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。</u></p>

1. 本文

頁	変更前	頁	変更後						
28	<p>(水位情報の通知及び周知を行う河川)</p> <p>第1 法第13条の規定により国土交通大臣及び知事が水位情報の通知及び～のとおりで。なお、水位情報周知河川の指定は、～及びその水位観測所における特別警戒水位を～行う。</p> <p>2 知事が水位情報の通知及び～行うものとする。</p> <p>(特別警戒水位の通知及び周知)</p> <p>第2 本部長及び水防支部長が特別警戒水位の通知を行ったとき又は～、周知する。</p> <p>2 特別警戒水位の通知及び周知の発表様式は、第3号様式のとおりとする。</p>	27～28	<p>発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1635 317 2781 474"> <thead> <tr> <th data-bbox="1635 317 1881 363">種類</th> <th data-bbox="1881 317 2781 363">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1635 363 1881 409">氾濫警戒情報</td> <td data-bbox="1881 363 2781 409">基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1635 409 1881 474">氾濫危険情報</td> <td data-bbox="1881 409 2781 474">基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(水位到達情報の通知及び周知を行う河川名、区域)</p> <p>第1-2 法第13条第1項及び第2項の規定により国土交通大臣及び知事が水位到達情報の通知及び～のとおりで。なお、水位情報周知河川の指定は、～及びその水位観測所における洪水特別警戒水位を～行う。</p> <p>第2 2 知事が水位到達情報の通知及び～行うものとする。</p> <p>(洪水特別警戒水位の通知及び周知)</p> <p>第2-3 本部長及び水防支部長が洪水特別警戒水位の通知を行ったとき又は～、周知する。</p> <p>2-3 洪水特別警戒水位の通知及び周知の発表様式は、第3-2号様式のとおりとする。</p>	種類	発表基準	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
種類	発表基準								
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき								
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき								
29～31	<p>第12章 水防活動 (県の水防配備基準)</p> <p>第1 (1) 準備配備 水防本部指揮監及び各水防支部長は、～、別に定める水防配備規程（水防本部）（資料20）及び～とする。</p> <p>(公用負担)</p> <p>第5 (追加) (4) 工作物、その他障害物の処分</p> <p>(避難のための立退き)</p> <p>第6 洪水又は高潮等により～、信号又はその他の方法により立退き、又はその準備を指示するものとする。</p> <p>2 水防管理者が～なければならない。（法第22条）</p>	28～32	<p>第12章 水防活動 (県の水防配備基準)</p> <p>第1 (1) 準備配備 水防本部指揮監及び各水防支部長は、～、別に定める水防配備規程（水防本部）（資料20²¹）及び～とする。</p> <p>(公用負担)</p> <p>第5 (4) 排水用機器の使用 (45) 工作物、その他障害物の処分</p> <p>(避難のための立退き)</p> <p>第6 洪水、津波又は高潮等により～、信号又はその他の方法により立退き—又はその準備を指示するものとする避難のため立ち退くべきことを指示することができる。</p> <p>2 水防管理者が～なければならない。（法第22²⁹条）</p>						

1. 本文

頁	変更前	頁	変更後
32	<p>第13章 決壊後の通報及び決壊後の措置 (決壊後の通報) 第1 堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、～とする。 (決壊後の措置) 第2 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊後といえどもできる限り～ならない。</p>	33	<p>第13章 決壊後の通報及び決壊後の措置 (決壊後の通報) 第1 堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者、水防団長又は、<u>消防機関の長又は水防協力団体の代表者は</u>、～とする。 (決壊後の措置) 第2 <u>堤防その他の施設が決壊したときにおいても</u>、水防管理者、水防団長又は、<u>消防機関の長又は水防協力団体の代表者は</u>、決壊後といえどもできる限り～</p>
32	<p>第14章 応援協力 (追加)</p> <p>(警察官の出動) 第3 水防管理者は、水防上～</p> <p>(自衛隊の出動) 第4 大規模な応援を必要とする～できる。(自衛隊派遣要請の～は、資料21のとおり。)</p> <p>(国土交通省の行う特定緊急水防活動) 第5 国土交通省は、～</p>	33～34	<p>第14章 応援協力 (水防管理団体に対する下水道管理者の協力) 第3 <u>下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。</u> (1) <u>水防管理団体に対して、下水道に関する情報(ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、監視カメラの映像等)の提供</u> (2) <u>水防管理団体に対して、氾濫が想定される地点の事前提示</u> (3) <u>水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講演会への参加</u> (4) <u>水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供</u> (5) <u>水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣</u> <u>ただし、(1)(2)については、協力が可能な下水道管理者に限る。</u></p> <p>(警察官の出動) 第3-4 水防管理者は、水防上～</p> <p>(自衛隊の出動) 第4-5 大規模な応援を必要とする～できる。(自衛隊派遣要請の～は、資料2422のとおり。)</p> <p>(国土交通省の行う特定緊急水防活動) 第5-6 国土交通省は、～</p>
33	<p>第15章 水防てん未報告 (水防てん未報告) 第1 水防管理者は、水防終了後3日以内に水防管理団体水防実施状況報告(第4号様式)により所管する水防支部長に報告しなければならない。 なお、水防支部長は、所管する水防管理団体からの報告をとりまとめて遅滞な</p>	34	<p>第15章 水防てん未報告 (水防てん未報告) 第1 水防管理者は、水防終了後3日以内に水防管理団体水防実施状況報告書(第4号様式)により所管する水防支部長に報告しなければならない。<u>水防活動が終結したときは、その状況を水防活動実施報告書(第4号様式)、水防活</u></p>

1. 本文

頁	変更前	頁	変更後
33	<p>く管内水防実施状況報告書（第5号様式）により水防本部長に報告しなければならない。</p>		<p><u>動報告書（第5号様式）により、水防活動実施後7日以内に所管する水防支部長に報告するとともに、水防本部長は、当該水防管理団体からの報告について、国（関東地方整備局）に報告するものとする。</u> なお、水防支部長は、所管する水防管理団体からの報告をとりまとめて遅滞なく管内水防実施状況報告書（第5号様式）により水防本部長に報告しなければならない。</p>
33	<p>第16章 水防訓練 （水防訓練等） 第1 県は、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、隔年で実施箇所の近隣水防管理団体とともに水防演習を行うものとする。</p>	16	<p>第16章 水防訓練 （水防訓練等） 第1 県は、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、<u>水防演習</u>を隔年で実施箇所の近隣水防管理団体とともに水防演習を行うものとする。</p>
34	<p>第17章 水防計画の提出、配布 （水防計画の提出、配布） 第1 2 水防支部及び特設事務所は、支部水防実施要領を定め、～</p>	35	<p>第17章 水防計画の提出、配布 （水防計画の提出、配布） 第1 2 水防支部及び特設事務所は、支部水防実施要領を定め、～</p>

2. 別表

頁	変更前	頁	変更後
36	別表第1(第3章第3関係) 指定水防管理団体・水防管理団体の水防団・消防団一覧表	38	別表第1(第3章第3関係) 指定水防管理団体・水防管理団体の水防団・消防団一覧表 ・ <u>団員数の更新</u>
38~128	別表第3(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域(河川)支部別総括表 別表第4(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域河川別総括表 別表第5(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域(河川)支部別内訳 別表第6(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域(河川)支部別位置図	40~130	別表第3(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域(河川)支部別総括表 別表第4(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域河川別総括表 別表第5(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域(河川)支部別内訳 別表第6(第4章第3関係) 神奈川県重要水防区域(河川)支部別位置図 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><u>重要水防区域の見直しに係る変更</u></p> <p>(各支部毎の変更内容は【資料1-3】を参照)</p> <p style="text-align: center;">重要水防区域変更河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国直轄河川 (多摩川、鶴見川、相模川(下流)、矢上川、早淵川、鳥山川) 総延長42,543m <u>43,948m</u> 箇所数372ヶ所 <u>353ヶ所</u>に変更 ・県管理河川 (小出川、目久尻川、鳩川、鷹取川、境川、金目川、歌川、不動川、 酒匂川、山王川) 総延長245,809m <u>234,710m</u> 箇所数651ヶ所 <u>631ヶ所</u>に変更 </div>
130~139	別表第8(第4章第4関係) 神奈川県重要水防区域(海岸)支部別総括表 別表第9(第4章第4関係) 神奈川県重要水防区域(海岸)支部別内訳書	132~141	別表第8(第4章第4関係) 神奈川県重要水防区域(海岸)支部別総括表 別表第9(第4章第4関係) 神奈川県重要水防区域(海岸)支部別内訳書 <u>重要水防区域の見直しに係る変更</u> (各支部毎の変更内容は【資料1-3】を参照) <u>(小田原海岸(国府津))</u> 箇所数66ヶ所 <u>65ヶ所</u> に変更
140~149	別表第11(第5章第3関係) 取水堰等総括表 別表第12(第5章第3関係) 取水堰等支部別内訳表	142~151	別表第11(第5章第3関係) 取水堰等総括表 別表第12(第5章第3関係) 取水堰等支部別内訳表 ・ <u>取水堰等の箇所数の更新</u> ・ <u>取水堰管理者名及び連絡先の変更</u>
155	別表第15(第6章第2関係) 水防倉庫一覧表	157	別表第15(第6章第2関係) 水防倉庫一覧表 ・ <u>市町村水防倉庫の削除・名称変更</u>

2. 別表

頁	変更前	頁	変更後
158～176	別表第16（第9章第2関係）雨量テレメータ局位置図 別表第17（第9章第2関係）雨量観測所一覧表 別表第18（第9章第2関係）水位（潮位）観測テレメータ局位置図 別表第19（第9章第2関係）水位観測所一覧表 別表第19（第9章第2関係）河川監視カメラ画像公開箇所一覧 別表第19その3（第9章第2関係）河川監視カメラ画像公開箇所位置	160～178	別表第16（第9章第2関係）雨量テレメータ局位置図 別表第17（第9章第2関係）雨量観測所一覧表 別表第18（第9章第2関係）水位（潮位）観測テレメータ局位置図 別表第19（第9章第2関係）水位観測所一覧表 別表第19（第9章第2関係）河川監視カメラ画像公開箇所一覧 別表第19その3（第9章第2関係）河川監視カメラ画像公開箇所位置 <u>・雨量観測局の追加（新佐島橋、新町屋橋、茅ヶ崎市消防本部）</u> <u>・水位観測局の追加（葎谷橋）、削除（鶴島橋）</u> <u>・河川監視カメラの追加（松越川（新佐島橋付近））</u>
189	別表第22（第8章第11関係）洪水予報を行う河川一覧表 2. 神奈川県知事と気象庁長官が共同で行う河川	191	別表第22（第8章第11関係）洪水予報を行う河川一覧表 2. 神奈川県知事と気象庁長官が共同で行う河川 <u>基準水位見直しに係る変更</u> (各河川の変更内容は【資料1-5】を参照)
190～195	別表第23（第11章第1関係）水位情報の通知及び周知を行う河川一覧 2. 神奈川県知事が行う河川	192～197	別表第23（第11章第1関係）水位到達情報の通知及び周知を行う河川一覧 2. 神奈川県知事が行う河川 <u>基準水位見直しに係る変更</u> (各河川の変更内容は【資料1-6】を参照)

3. 様式

頁	変更前	頁	変更後
213～216	第1号様式（第8章第11関係）（その11）（その12） 川はん濫 情報	213～216	第1号様式（第8章第11関係）（その11）（その12） 川はん氾濫 情報 <u>洪水予報文の変更</u> <u>はん濫の「はん」を「氾」に変更</u>
215～216	第1号様式（第8章第11関係）（その13） 川はん濫 情報	217～218	第1号様式（第8章第11関係）（その13） 川はん氾濫 情報 <u>基準水位変更に伴う水位危険度レベルの求める行動段階の変更</u> <u>はん濫の「はん」を「氾」に変更</u>
	（追加）	220	第2号様式（第9章第3号関係）（その2） 川 氾濫危険情報
221～222	第4号様式（第15章関係）水防管理団体水防実施状況報告書 第5号様式（第15章関係）管内水防実施状況報告書 （追加） （追加）	224～225	<u>（廃止）</u> <u>（廃止）</u> 第4号様式（第15章関係）水防活動実施報告書 第5号様式（第15章関係）水防活動報告書

4 . 資料

頁	変 更 前	頁	変 更 後
	(追加)	資-124	資料 1 6 東京都水道局羽村取水堰操作規程
資-141 ~ 142	資料 2 1 (第 1 4 章第 4 関係) 自衛隊の災害派遣要請	資-143 ~ 144	資料 2-1-2 2 (第 1 4 章第 4 関係) 自衛隊の災害派遣要請 (表中) 防災行政通信網の番号の追加

5 . 参考資料

頁	変 更 前	頁	変 更 後
参-1 ~ 15	参考資料 1 水防法	参-1 ~ 17	参考資料 1 水防法 平成 2 7 年 5 月 2 0 日の水防法改正に伴う修正
参-26	参考資料 8 雨量、水位、河川監視カメラ画像情報のインターネット配信(市町村等への配信) 参考資料 8-1 雨量、水位、河川監視カメラ画像情報のインターネット配信(県民向け) 参考資料 8-2 雨量、水位、河川監視カメラ画像情報の携帯電話への配信(県民向け)	参-26	参考資料 8 雨量、水位、河川監視カメラ画像情報のインターネット配信(市町村等への配信) 参考資料 8-1 雨量、水位、河川監視カメラ画像情報のインターネット配信(県民向け) 参考資料 8-2 雨量、水位、河川監視カメラ画像情報の携帯電話への配信(県民向け) ホームページのリニューアルに伴う変更
参-29	参考資料 9 県管理橋梁重量制限一覧表		(廃止)